

個人情報の公益上の取扱いに関する基準の見直しについて

1. 個人情報の公益上の取扱いに係る照会の件数及び内容

照会（平成 18 年～平成 27 年 2 月末現在） 計 35 件

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
件数	4 (1)	3 (0)	3 (1)	2 (0)	2 (0)	5 (0)	4 (1)	4 (3)	2 (1)	6 (3)	35 (10)

※カッコ内…「類型：3 a，区分：(2)，分類：ウ」に準じる事案に係る照会の件数

「類型：3 a，区分：(2)，分類：ウ」に準じる事案に係る照会の内容

- 事業の実施に当たり、境界確認等が必要になったことから、土地等の所有者に連絡を取るべく、登記簿謄本に記載の住所から本人所在を確認したが、その住所に居住しておらず、住民票・戸籍謄本等を公用請求した結果、「該当なし」との回答となったために、課税台帳の情報を目的外利用するもの。(7件)
- 土地又は建物について調査や指導、要請等を行う必要があり、所有者等へ連絡をとるため、課税台帳の情報を目的外利用するもの。(3件)

※上記の案件について、会長意見は全て「公益上の必要性が認められることから、目的外利用をして差し支えない。」となっている。

2. 個人情報の公益上の取扱いに関する基準の改正について

「1. 個人情報の公益上の取扱いに係る照会の件数及び内容」のとおり、類似案件についての照会が繰り返し行われていることから、個人情報の公益上の取扱いに関する基準（福岡市個人情報保護事務取扱要綱 別表第 2）について、改正を行い、類型化することが望ましいと思われる。

福岡市個人情報保護条例（抜粋）

第8条（個人情報の収集に関する制限）

- 1 実施機関は、個人情報を収集するときは、その所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的を特定してこれを行わなければならない。
- 2, 3 略
- 4 実施機関は、実施機関以外のものから個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1)～(6) 略
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき。⇒**類型 1**
- 5 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1), (2) 略
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき。⇒**類型 2**

第10条（利用及び提供に関する制限）

- 1 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - (1)～(5) 略
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき。⇒**類型 3**

第12条（電子計算組織の結合に関する制限）

実施機関は、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときでなければ、保有個人情報の取扱いに当たり、市の機関以外の者との間において通信回線による電子計算組織の結合を行ってはならない。ただし、番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムについては、この限りでない。
⇒**類型 4**

個人情報保護事務取扱要綱（抜粋）**第 24 個人情報の公益上の取扱いに関する事務処理**

1 個人情報の取扱いに関して審議会の意見を聴く場合の事務処理

条例第 8 条第 4 項第 7 号，同条第 5 項第 3 号，第 10 条第 2 項第 6 号及び第 12 条の規定により，個人情報の取扱いに関して審議会の意見を聴く場合の事務処理については，別表第 2「個人情報の公益上の取扱いに関する基準」（以下「基準」という。）に定めるところによる。

2 基準の運用

(1) 類型に該当する事案（基準の 2 及び 6）

「本件類型に該当する事案」とは，類型中の「区分」，「分類」及び「該当事例及び解説」のすべてに該当する場合の個人情報の取扱いをいう。

当該事案については，特に慎重な取扱いが必要と認められる事案を除き，実施機関が個別・具体的な内容に応じて判断する。この場合，実施機関は，当該個人情報の取扱い（基準において報告を要しないとされているものを除く。）を行った事案について，速やかに，様式第 2 号により審議会に報告するものとする。

「特に慎重な取扱いが必要と認められる事案」とは，個人情報の取扱いの趣旨，内容，必要性，取り扱う個人情報の項目，件数，既に審議会が述べた意見等を考慮して，審議会の会長の意見を聴いた上で取り扱うことが妥当であると認められる事案をいう。この場合，実施機関は，下記「(2) 類型に準じる事案（基準の 3）」に従って，審議会の会長に照会し，その意見を聴くものとする。

(2) 類型に準じる事案（基準の 3）

「本件類型に準じる事案」とは，類型中の「区分」及び「分類」に該当するが，「該当事例及び解説」には該当しない場合の個人情報の取扱いをいう。

当該事案については，実施機関は，事前に様式第 3 号により審議会の会長に照会し，その意見を聴くものとする。

なお，審議会の会長が必要と認める事案については，実施機関は，改めて下記「(3) 類型に該当しない事案又は類型に準じない事案（基準の 5）」に従って，審議会に諮問し，その意見を聴くものとする。

(3) 類型に該当しない事案又は類型に準じない事案（基準の 5）

当該事案については，実施機関は，事前に様式第 4 号により審議会に諮問し，その意見を聴くものとする。

(4) 情報公開室との協議（基準の 4）

実施機関は，本件類型に該当するか否か，又は準じるか否かについて，必要に応じて，事前に情報公開室と協議するものとする。